

# かまがや消費生活センターだより第41号

## 理解度チェック【回答】



令和3年度に多かった相談は「解約関係」！！

### 【回答】

①NTTが回線に関する勧誘をする事はない。

【答え】 ○

NTTは「アナログ電話への契約変更」を勧奨する営業行為、特定の事業者と連携して、アナログ電話への契約変更の勧誘を行うことはありません。万一被害に遭った場合は、消費生活センターまでご相談ください。

②アナログ回線が終了したら、自宅の固定電話は使用できなくなる。

【答え】 ✗

NTTのアナログ回線は2024年1月から順次IP網に移行します。移行にあたって、皆さんのお宅で工事をする必要はありません。また、基本料金は現状と同額であり、電話機を変更する必要もありません。

参考：東日本電信電話株式会社

「固定電話のIP網への移行後のサービスについて」

③訪問販売の場合、クーリング・オフ制度の適用期間は何日間でしょう。

【答え】 8日

クーリング・オフ制度の適用期間は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入は8日間です。連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日間です。通信販売にはクーリング・オフはないため、購入する前に返品規約を必ず確認しましょう。

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、

お困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階商工振興課内

電話：**047-445-1246（予約優先）**

時間：平日（年末年始・祝日除く） 10時～12時 13時～16時

